

参考

教高第 3520 号
令和 4 年 12 月 21 日

府立学校 校長・准校長 様

教育 振興 室 長

令和 5 年度以降の学校閉庁日の実施について（通知）

働き方改革に係る学校閉庁日の実施については、平成 30 年 11 月 6 日付け教高第 3100 号により通知したところですが、府立学校における働き方改革を推進するため、令和 5 年度以降の対応について別紙 1 のとおりとしますので、通知します。

については、教職員にこの旨を周知するとともに、各校の状況に応じた対応を願います。

問合せ先

〈府立高等学校及び府立中学校〉

高等学校課 学事グループ

山下 尊也・鈴木 雅也

電 話：06-6944-6887（直通）

〈府立支援学校〉

支援教育課 学事・教務・支援グループ

長尾 博行・森田 周作

電 話：06-6944-9362（直通）

F A X：06-6944-6888（共通）

令和 5 年度以降の学校閉庁日の実施について

1 名称

学校閉庁日とする。

2 実施の目的

校長・准校長は学校閉庁日を設定し、原則として幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）の登校及び部活動を禁止するとともに、学習指導、進路指導、証明書発行等校務全般を休止することで、教職員の休暇取得を促す。

3 実施の方法

学校は、以下の 3 点を踏まえて学校閉庁日を設定し、可能な範囲で教職員に休暇（年次休暇・夏期休暇等）の取得を促す。

- (1) 夏季休業中には 8 月 10 日から 16 日の間に連続 5 日間以上、冬季休業中には 12 月 28 日から 1 月 4 日の間に連続 6 日間以上設定する。（週休日及び休日を含めてもよい。）
- (2) 原則として生徒等の登校及び部活動を禁止するとともに、学習指導、進路指導、証明書発行等校務全般を休止する。
- (3) やむを得ない事情があるため(2)により難しい場合は、校長・准校長は、特例的な扱いとして、業務の遂行に必要な教職員に出勤を命じるなど、柔軟に対応することとする。ただし、業務に従事する教職員は必要最小限の範囲にとどめる。

4 各校の設定日の府教育庁への報告

各学校は、府教育庁に提出する年間行事予定表に学校閉庁日を明記する。

5 関係者への周知

- (1) 学校は、設定した学校閉庁日について、別紙 2 を参考に生徒等及び保護者に対し文書を配付するとともに、学校のウェブページに掲載することにより、学校閉庁日の実施及び緊急連絡先について周知する。
 - 緊急連絡先（原則、午前 9 時から午後 6 時まで。ただし週休日及び休日は除く。）
 - ※府立高等学校及び中学校 高等学校課 （電話：06-6944-6885）
 - ※府立支援学校 支援教育課 （電話：06-6944-9362）
- (2) 府教育庁は、庁内各課、各市町村教育委員会等に対して通知文等により周知を図り、理解・協力を求めるとともに、府教育庁のウェブページに掲載する。
- (3) 府教育庁は、大阪府高等学校体育連盟、大阪府高等学校野球連盟、大阪府高等学校芸術文化連盟に対して学校閉庁日及びその直後に、公式戦や展覧会等を設定しないよう協力を要請する。

学校閉庁日の設定に係る新旧対応表

令和4年12月21日教高第3520号	平成30年11月6日付け教高第3100号
<p>3 実施の方法</p> <p>学校は、以下の3点を踏まえて学校閉庁日を設定し、可能な範囲で教職員に休暇（年次休暇・夏期休暇等）の取得を促す。</p> <p>(1) 夏季休業中には8月10日から16日の間に連続<u>5</u>日間以上、冬季休業中には12月28日から1月4日の間に連続<u>6</u>日間以上<u>設定する。(週休日及び休日を含めてもよい。)</u></p> <p>5 関係者への周知</p> <p>(1) 学校は、設定した学校閉庁日について、別紙2を参考に生徒等及び保護者に対し文書を配付するとともに、学校のウェブページに掲載することにより、学校閉庁日の実施及び緊急連絡先について周知する。</p> <p>○緊急連絡先（原則、午前9時から午後6時まで。ただし週休日及び休日は除く。）</p> <p>※<u>府立高等学校及び中学校</u> 高等学校課 （電話：06-6944-6885）</p> <p>※<u>府立支援学校</u> 支援教育課 （電話：06-<u>6944-9362</u>）</p>	<p>3 実施の方法</p> <p>学校は、以下の3点を踏まえて学校閉庁日を設定し、可能な範囲で教職員に休暇（年次休暇・夏期休暇等）の取得を促す。</p> <p>(1) 夏季休業中には8月10日から16日の間に連続<u>3</u>日間以上<u>(週休日及び休日を含めてもよい。)</u>設定する。冬季休業中には12月28日から1月4日の間に連続<u>3</u>日間以上<u>(週休日及び休日を含めてもよい。)</u>設定するよう努める。</p> <p>5 関係者への周知</p> <p>(1) 学校は、設定した学校閉庁日について、別紙2を参考に生徒等及び保護者に対し文書を配付するとともに、学校のウェブページに掲載することにより、学校閉庁日の実施及び緊急連絡先について周知する。</p> <p>○緊急連絡先（原則、午前9時から午後6時まで。ただし週休日及び休日は除く。）</p> <p>※<u>府立高等学校</u> 大阪府教育庁教育振興室高等学校課 (電話：06-6944-6885)</p> <p>※<u>府立支援学校</u> 大阪府教育庁教育振興室支援教育課 (電話：06-6941-0618)</p> <p>※<u>府立中学校</u> 大阪府教育庁教育振興室高校再編整備課 (電話：06-<u>6944-6369</u>)</p>

令和〇年〇月〇日

保護者の皆様

大阪府立〇〇〇〇学校
(准)校長 〇〇 〇〇

働き方改革に係る学校閉庁日について（お知らせ）

保護者の皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本校の教育活動に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、学校現場を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、学校に求められる役割が拡大する一方、教職員についても「働き方改革」や健康管理の観点から、長時間勤務の一層の縮減を図る必要があります。

このような中、府立学校においては、働き方改革の一環として、夏季及び冬季休業期間中において、原則として（幼児・児童・生徒）の登校及び部活動を禁止するとともに、学習指導、進路指導、証明書発行等の業務を休止する学校閉庁日を設定してまいりました。

令和〇年度につきまして、本校においては下記のとおり、学校閉庁日を設定いたしますので、本趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。

なお、この期間は、原則として学校の教職員は不在となり、学校へのお電話や御来訪には対応できません。緊急時は下記のとおり府教育庁で対応させていただきますので、よろしくようお願いいたします。

記

1 期間

〇〇〇年〇月〇日（〇）～〇月〇日（〇）の〇日間

2 緊急連絡先（原則、午前9時から午後6時まで。ただし土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は除きます。）

※府立高等学校及び中学校

大阪府教育庁教育振興室高等学校課（電話：06-6944-6885）

※府立支援学校

大阪府教育庁教育振興室支援教育課（電話：06-6944-9362）

学校閉庁日の実施について

令和4年12月21日
高等学校課
支援教育課
教職員企画課

Q1 年休の残りが少ない者や指定された期間に取得したくない者への対応をどうするのか。強制的に年休・夏期休暇等を取得させるのか。

A1 休暇取得は個人の自由であり、強制することはない。学校閉庁日の趣旨は、長期休業中に学校が校務等を行わない学校閉庁日を設けることにより、教職員の計画的な休暇取得を促すものである。

Q2 出勤した教職員が生徒対応等を行っても構わないのか。

A2 基本的には、生徒等の登校及び部活動を行わないことが前提であるため、通常の生徒対応の業務は想定していない。しかし、緊急又は対外的な対応のため、校長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

Q3 なぜこの時期なのか。また、なぜ夏季5日、冬季6日間以上なのか。

A3 この時期には、平素より休暇を取得する人が多いため、この期間に合わせることで学校閉庁日を設定しやすいと考えている。また、夏季5日、冬季6日間以上の閉庁日を設けることで、教職員の計画的な休暇取得を促すことができる。

Q4 どのような場合に「特例的な扱い」としてよいか。

A4 例えば、以下のような場合が考えられる。

- ・施設設備の工事・点検等で対応の必要がある場合
- ・農場等の実習施設に係る管理業務を行う必要がある場合
- ・資格取得に係る講習等で外部講師を招く日程が決定しており、調整困難な場合
- ・生徒指導、進路指導等で、緊急又は対外的な対応のため、やむを得ないと認められる場合
- ・部活動等において、対外試合等が計画されている場合、OBとの交流行事が計画されている場合又は強化合宿・遠征等の日程が決定している場合で調整困難な場合、対外試合等を直後に控えている場合